様式第２号（第７条関係）

制限付一般競争入札参加申込書（事後審査型）

年　　月　　日

　　　淡路市長　　　　　様

大臣・知事許可番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号 （　　）　－　　番　FAX番号（　　）　－　　番

メールアドレス

部署・担当者名

年　　月　　日付けで公告のありました下記工事に係る入札に参加したいので申し込みます。

　なお、淡路市制限付一般競争入札実施要綱第４条に規定する要件を満たす者であること、及びこの申込書の内容が事実と相違ないことを誓約します。

記

　　　　　　　　工事番号工事番号　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　　　　　　　工事の名称

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象工事に係る 経営事項等 | 建設工事の種類 | 許可区分 | 総合評定値(Ｐ) | 完成工事高（２年平均又は３年平均） |
| 工事 | □　特定  □　一般 |  | 千円 |

営業所の専任技術者氏名（　　　　　　　　　　　　　　　　）

別記様式

資本関係及び人的関係確認書

本件入札に参加するに当たり、「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準（以下「運用基準」という。）」のいずれかに該当する者の有無については下記のとおりであり、この内容は事実と相違ありません。

　内容の確認が必要とされる場合は、市の職員の指示に従い調査に協力します。また、提出後に内容に変更が生じた場合は、直ちに新たな確認書を提出します。

　虚偽記載や記載漏れが判明するなどした場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

１　該当の有無　　　　　　　　□　該当あり

　　　　　　　　　　　　　　　□　該当なし

（いずれかに☑を入れること）

２　資本関係に関する事項

　(１) 子会社等と親会社等の関係にある場合（運用基準３(１)ア　（ア））

　　親会社等（会社法第２条第４号によるもの・所属する協同組合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 建設業許可番号 | 所　在　地 | 理由 |
|  |  |  |  |

　　子会社等（会社法第２条第３号の２によるもの）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 建設業許可番号 | 所　在　地 | 理由 |
|  |  |  |  |

　(２) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合（運用基準３(１)ア（イ））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 建設業許可番号 | 親会社等の商号又は名称 |
|  |  |  |

３　人的関係に関する事項（運用基準３（１）イ)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 当社の役員等 | | 兼任先及び兼任先での役職 | | |
| 役職名 | 氏　　名 | 商号又は名称 | 建設業許可番号 | 役職名 |
|  |  |  |  |  |

４　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合に関する事項（運用基準３（１）ウ)

（イ）役員等が夫婦又は親子の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 当社の役員等 | | 当社の役員等と関係のある者の状況 | | | |
| 役職名 | 氏　　名 | 商号又は名称 | 役職 | 氏名 | 続柄 |
|  |  |  |  |  |  |

運用基準３（１）ウ（ウ）又は（エ）に該当する当社以外の会社等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 建設業許可番号 | 所　在　地 | （ウ）又は（エ） |
|  |  |  |  |

別記参考

※　理由欄にご記入ください（①、②イなど）（会社法施行規則第３条及び第３条の２）

（会社法施行規則第３条及び第３条の２）

①　議決権の50%超を自己（子会社等を含む。以下同じ）の計算で所有　　　　 注1

②　議決権の40%以上を自己の計算で所有し、次のイ～ホのいずれかに該当

イ　自己所有等議決権数の割合が50%超 　　　　　　　　　　　　　　　　 注2

ロ　取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人　　　　　 注3

ハ　重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在

ニ　負債総額に占める自己の融資（債務保証等も含む。）の割合が50%超 注4

ホ　その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在

③　自己所有等議決権割合が50%超であって、上記②ロ～ホのいずれかに該当する場合

注1 　更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。

注2 　自己所有等議決権の割合等とは、自己所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。

注3　自己の役員・業務執行社員・使用人であった場合を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。

注4 　自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者及び自己(自然人に限る）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資額を含む。